住民税均等割非課税世帯の皆さまへ



受給には手続きが必要です

令和 6 年 2月29日まで

物価高騰生活支援給付金(追加分) (7 _{万円/1世帯)}のご案内

- 物価高騰生活支援給付金(追加分)<u>(1世帯あたり **7**万円)</u>は、住民 税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

■給付金の支給時期

1世帯あたり 7万円

志摩市が確認書(または申請書)を<u>受</u>理した日から1ヶ月以内が目安です。

※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

志摩市から

確認書が届いた方はコチラ



世帯全員が令和5年度の

「住民税均等割が非課税」の世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの 世帯を除く 令和5年12月2日以降に支給対象と なった世帯や

DV等避難者等特別な配慮を要する場合 など

支給手続きや支給要件の詳細は 裏面 **T** をご確認ください。 支給手続きや支給要件の詳細は 裏面 **デ** をご確認ください。

物価高騰生活支援給付金(追加分)の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

Ⅰ │ 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

令和5年12月1日時点で支給対象となる世帯

● 対象となる世帯には、志摩市から 給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。 確認書が届いた方

申身を確認して、事務局に返信してください。【注意事項】



令和6年2月29日(木) (当日消印有効)までに確認書を返信してください。

(返信がない場合は、本給付金を受けることができません。)

令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯や DV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限:令和6年2月29日(木)



● 申請方法:物価高騰生活支援給付金(追加分)申請書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請してください。

申請方法がわからない方

- 給付金事務局(0120-105-295)までお気軽にお問い合わせください。
- イオン阿児店一階のみんなのス窓にて申請サポートを行っておりますのでご 利用ください。

みんなのス窓営業時間 10:00~18:00 (土日、祝日含む) ※令和5年12月30日~令和6年1月3日休業



Π

提出書類の書き方の説明動画は

こちらのQRコードから視聴できます。



オンラインでの申請は

こちらのQRコードから申請できます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

電話番号 0120-105-295 (志摩市総合フリーダイヤル)

受付時間 8:30~20:00 (土日、祝日を含む)

※令和5年12月30日~令和6年1月3日休業

※本事業は志摩市地域福祉課の委託事業です。



詳しくは、上記QRコードより志摩 市ホームページもご覧ください。